

エンハンスメントの哲学と倫理

概念的な見取り図の試案

植原亮

1 はじめに

エンハンスメントは多くの問いを呼び起こす。エンハンスメントはわれわれの社会にどのような倫理的インパクトをもたらすだろうか。それはいかなる文化論的な位置づけをもつのだろうか。あるいはエンハンスメントが備える哲学的含蓄は何か。こうした問いを考察していくための一助となるべく、本稿は、エンハンスメントをめぐって形成されている哲学的・倫理的な議論領域の概念的な見取り図を描き出すことを目的とした⁽¹⁾。

エンハンスメントとは何か

まずはごく一般的に、エンハンスメントとは何であるかを説明しておこう。エンハンスメントとは、おお

(1) エンハンスメントを哲学的・倫理学・文化論的観点から主題的に扱った、日本語で読めるまとまった著作としては、「金森 2005」、「町田・島園編 2007」、「生命環境倫理ドイン情報センター 2007」、「上田・渡辺編 2008」などがある。

よそ、人間がもつさまざまな特性や能力を、技術的な手段によって標準以上に強化し、向上させることを意味する。その際に用いられる技術的手段は、カテゴリー上の重なり合いや上下関係などを無視して述べれば、医学・遺伝学・バイオテクノロジー・脳神経科学・情報科学・ロボティクス・ナノテクノロジーなどを含む。たとえば、人工器官や人工血液の利用などの医学的な方法によって循環器系の機能を強化することを通じて身体的な運動能力を増強したり、薬物の服用や遺伝的改変を通じてある種の神経伝達物質の産生を活性化することによって記憶力を高めたりする、というのがその例だ。知的能力に限らず、情動の安定性や他者との協調性や共感能力といった能力の強化や、さらにこうした能力を基礎とする道徳的な特性の向上といったことも、神経伝達物質の産生への介入によって可能になるかもしれない。また、皮膚科学や美容整形外科、スポーツ医学、不妊治療などもエンハンズメントに数え入れられる (Farah et al. 2004)。

さらに、利用可能な技術の将来的な発達いかんで、そもそも人間が自然な条件下ではもちえなかったであろう範囲まで能力を拡張することや、人間が元来もつていなかったような種類の新しい特性や能力を獲得・創出することも可能になると考えられる。脳神経科学と情報技術の発達によって、現在の人間に直接知覚できる可視光の領域よりも外側にある紫外線や赤外線を「見る」ことができるようになるかもしれないし、また脳をコンピュータと直接的に結びつけて相互作用させることで（このような技術を「サイボーグ技術」、あるいは「Brain-Machine Interface」、略して「BMI」などと呼ぶ）、われわれの思考ないしは心的活動はこれまでにない仕方になされるようになるかもしれない。そして、これが可能であれば、他者とのコミュニケーションも、従来のように主として言語を介したあり方ではなく、コンピュータを媒介することによって、たとえば視覚的イメージを直接受信するといったような新しいコミュニケーションの形態が生み出されるとも考えられる。あるいはいくぶんSF的ではあるが、われわれは人格を電脳空間にアップ・ロードすることで身体をもたない存在となっていくかもしれない。このような能力の拡張や獲得ないし創出は、まだ現実化されていない段

階にあるか、あるいはようやく現実化の端緒についたにすぎない段階に位置するものであるものの、エンハンスメントをめぐる議論では真剣な検討の対象として扱われている³⁾。

エンハンスメントの光と影

エンハンスメントが、われわれの社会や生活にさまざまな点で広く恩恵をもたらすことは明らかであるように思われる。エンハンスメントはたとえば今後われわれの社会においてまちがいに進展していくと考えられるいっそうの高齢化に対して、次のような貢献をなすであろう。身体があまりきかなくなった高齢者の介護においては、介護者には相当の肉体的な負担がかかる。そこで、ロボット・スーツを装着して筋力を補助することで、重いものを持ち上げたり支えたりする力を増強することができれば、そうした肉体的な負担は大いに軽減されることになる。それは、労力の余剰分を介護における他の要素に振り向けることを可能にし、あるいは、あまり筋力のない人でも、高齢者介護に積極的に参与できるようになることにもつながる。こうしてエンハンスメントは、個人が社会において有効に活躍しうる場面を広げるとともに、それを通じて社会全体は恩恵を享受することになるであろう。

しかし、このように社会に恩恵をもたらすことが明らかなエンハンスメントがあるのだとしても、あらゆるエンハンスメントが許容可能であるわけではないだろう。それは、多くの技術と同様、光と影の両面を有すると考えられるのである。では、エンハンスメントはいかなる問題を生み出すと考えられるだろうか。

詳述するまでもなく、歴史的にいつて、新しく誕生した技術はしばしば社会との間に軋轢を生み出してき

(2) [Parvus et al. 1998] には、美容整形を主題とする論文が数篇収められている。

(3) なお本稿で「エンハンスメント」というカタカナ表記を用いるのは、それによって、技術的な手段を用いて人間の特性や能力を強化・増強することのみならず、その拡張や獲得、創出といった新しい事態をも包括した形で表したい、と考えるからである。

た。エンハンスメントもまた同様の軌轢を生み出すことだろう。その意味では、そうした軌轢には、従来の応用倫理学、とりわけ医療倫理学ないしは生命倫理学の枠組みによって対処すべきことからもある。この点に関しては、先に述べたサイボーグ技術・BMIを例にとつて説明するのがよいだろう。脳を機械やコンピュータと直接的に結びつけるこの技術を用いるには、いまのところ、利用者の頭蓋骨を切開して脳に電極を埋め込み、それを有線で脳活動の読み取り機械と接続する、といったことが必要である。だが、いうまでもなく、この過程において安全性が完全に保証されるわけではなく、また感染症のおそれなどの一定の危険性を有するものであるから、利用者が、そうした危険性について事前に十分な情報を受け取ったうえでこの技術の利用について決定を下す、という手順を踏むことができるようになっていくことが望ましい。したがって、それを可能にする制度の構築が図られねばならない。このように、エンハンスメントがもたらす問題のなかには、インフォームド・コンセントや自己決定権といった、従来の生命倫理において一般的に有効だと目されている概念を適用すべきだと思われる問題が含まれているのである。

とはいえ、一方でエンハンスメントは、これまでには存在してこなかったような固有の問題や、あるいは少なくともエンハンスメントにおいてこそ顕著に見出されるような種類の問題を生み出すようにも思われる。次節以降、そうしたエンハンスメントに際立って特徴的であるような、哲学・倫理学上の問題のいくつかを論じていきたい。

付言…可能性のなかで問いを立てることの意味

なお、エンハンスメントをめぐる議論が、ときとして未来を遠望していたり可能性の細部を追い求めたりしているためにいくぶん現実性を欠いているように見えてしまい、それゆえ果たしてそれが実質を備えた議論だといえるのだろうか、という懸念が抱かれる場合があるかもしれない。

このような懸念に対しては、以下のように応答しよう。確かに、技術の発展をなるべく正確に予測したうえで（なかなかに困難ではあるが）、実現の可能性が大きく見積もられるシナリオを重点的に考察することの重要性はいうまでもないだろう。しかし、たとえ実現の可能性が低く見積もられるようなシナリオであっても現実化の前にその影響について十分に論じておくことは、少なくとも害悪の予防という観点から大いに意義のあることだといえる。深刻な害悪が実際に生じてからでは遅きに失するケースも考えうるからである。⁵⁾

また、ある種の極端な状況を設定し、そのなかでのわれわれがいかなる判断を下すかを考察することは、現在のわれわれが有する哲学的・倫理的な概念がどのような内容と適用範囲をもっているのかを明らかにするために有効であろう。つまり、エンハンスメントをめぐる議論は、かりに現実化の可能性を度外視したような状況を設定していると思われる場合であっても、そこでの考察が概念の明晰化という役割を果たすことになるのだ。その限りにおいて、そうした議論は、哲学的には非常に興味深い知見をもたらしてくれるだろう。結局われわれは、たとえ将来的な改訂の可能性があるにせよ、あくまでも現在もっている概念を行使して考察を深めていかざるをえないのであり、その意味で出発点の明確化は必須の作業だといえるのである。

(4) もちろん、エンハンスメントに関する議論において際立って顕著に現れるにもかかわらず、本稿では扱うことができなかった論点は以下のようにいくつも挙げられる。まず、エンハンスメントの軍事利用についてである。この論点については、[Moreno 2006]を参照されたい。次に、精神機能に技術的に介入するエンハンスメント（あるいは脳科学一般）が人間の機械化をもたらすのではないか、という論点があるだろう。これについては、[Freedman 1998]、[信原 2008b]などを参照。宗教文化との関連という論点については、[島園 2005]を参照。

(5) 脳神経倫理学において同様の見解を見出すことができる。脳神経倫理学は、脳神経科学が社会に及ぼすと考えられるさまざまな影響がまだ単なる可能性があるという段階で問いを立てることになるからである（[信原 2008a]：7-10）。

社会がエンハンスメントを許容すべきかどうかを論じるためには、その社会的影響について十分に考察する必要がある。さまざまなエンハンスメントのうちで、社会的影響に関する考察にとって重要となるのは、知的能力のエンハンスメント（認知エンハンスメント）であると思われる。そこで以下では、集中力や記憶力といった知的能力を高める薬物について考えてみることにしたい。⁶ 実際の効果のほどはさておき、認知的エンハンスメントを可能にすると思われる薬物は米国ではすでに「スマートドラッグ」や「スマートピル」などと呼ばれて学生や社会人に服用されているといわれている。さらに、そうした薬物の研究・開発を目的としている製薬会社も存在しており、今後、安全性に問題もなく、一定以上の効果をもたらすような能力増強剤が登場してくる可能性がある。ここでは、このような薬理的手段による認知的エンハンスメントが公平性や競争社会といった論点とどのように関連するかを見ていくことにしよう。

知的能力の増強剤は、それを利用する集団とそうではない集団との間に不公平をもたらすように思われる。たとえば、入学試験の場面で、能力増強剤によって普段にはない集中力を発揮する受験生と、そうした薬物の力を借りなかった受験生との間には、不公平があると考えるのが自然だ。それは、オリンピックにおいてドーピングがフェアではないのと同様なのである。もちろん、試験においては、制度的に薬物の服用を制限することができるだろう。それもまた、オリンピックでドーピングが厳しく処罰されると同様だと考えられる。そうだとすると、将来的に入学試験は、必ず尿検査とセットとなって行われるようになるのかもしれない。

しかしそのような制度を設けたとしても、試験会場では服用しないものの、長期にわたる受験勉強の間に能力増強剤を使用して効率的に勉強を進めてきた受験生がやはり有利なままであるとも考えられる。特に問

題となるのは、そうした薬物が高価である場合に、経済的に恵まれた家庭の受験生は、そうではない家庭の受験生に比べて、その恩恵にあずかりやすくなるということだ。つまり、認知エンハンスメントは、試験結果に受験生の経済的要因を反映させ、それを通じて高等教育を受けるための機会均等等を実質的に阻害してしまう、という役割を果たすことになるかもしれないわけだ。私立学校や塾、家庭教師といった伝統的手段に比べて、薬理的な認知エンハンスメントは効果が大きいものかもしれないけれど、そうだとすると、それによって従来よりもいっそうの不公平が生み出される可能性があることになる。それゆえ、このような可能性を真剣に考慮するならば、教育の公平性を保つために、能力増強剤の服用を全面的に禁止し、その流通を厳しく管理するという施策をとらねばならなくなるだろう。

話の範囲を社会全体に広げた場合には、少々事情が異なる。同じく競争的でありながら、試験とは異なると思われるのが、社会人が仕事を行う場面である。知的能力を増強する薬物によって迅速に業務をこなし、協調性を高める薬物によって対人関係も円滑に保たれるとしよう。この場合、上で述べた受験の場合と同様の機会均等に関わるような不公平は生じにくいと思われるが、しかし別の懸念が示されることになる。それはまず、競争社会の激化という懸念である。多くの人が能力増強剤を服用していっそう仕事に精励し、互いに苛烈な競争をますます繰り広げていくような社会をわれわれは望ましく思うだろうか、というわけだ。

次に、これに付随する問題として、エンハンスメントの暗黙的な強制という問題が挙げられる。能力増強剤が普及していくと、たとえ個人としてはそのような手段によるエンハンスメントを望まないとしても、周囲の圧力によってやむなくエンハンスメントするほかない、という状況が生じてくるだろう。仕事の内容や達成しなければならぬノルマも、エンハンスメントしていることを前提に設定される。社会のあり方もエ

(6) 薬理的エンハンスメントについて主题的に扱ったものとして、拙論「植原 2007」や「植原 2008」を参照されたい。なお、本稿の一部はこれらの既出の拙論と、ある程度の論点上の重なりを有しているというところをお断りしておきたい。

ンハンズメントを前提としたものに変化していき、望むと望まざるとにかかわらず、エンハンズメントなしにはうまく社会をわたっていけなくなるかもしれない。このように、ある意味でエンハンズメントは個人の自由を奪うことにつながる可能性をもっているのである。

これに加えて、エンハンズメントが社会の成員の能力や特性の画一化をもたらす可能性が指摘される。社会において望ましいとされる能力や特性ばかりが強化されるようになると、結局のところみな似たような能力の持ち主になってくる。もしも、各成員がもつ能力や特性における多様性の存在が社会にとって重要なのだとすれば、このような画一化には大きな懸念が抱かれることになる。

もちろん、以上の問題を回避して、社会とその成員にとって価値ある仕方でもってエンハンズメントを受け入れていく道筋もあることだろう。それは全体としてはエンハンズメントの利用を法的に制限しながらも個人の自由を尊重して部分的に利用を認めていく、といった道筋になるかもしれない。あるいは、そもそも以上の問題の多くは杞憂にすぎず、社会は積極的にエンハンズメントを許容していくのがよい、という結論が導き出される可能性もある。いずれにせよ、エンハンズメントが、われわれがどのような社会を構想するか、どのような人々からなる共同体を望ましいと考えるか、といった問題と直結している、ということはまちがいでなく、各シナリオの妥当性と受容可能性を見極めていくことが必要なのである。

3 治療／エンハンズメント——制度的問題と概念的問題との境界

エンハンズメントは許容できるか、という問題に対してひとつの手がかりを与えるように思われるのが、「治療／エンハンズメント」の二分法である。治療は、低下した身体的・精神的機能や能力などを標準程度ないしは健康・正常な状態に引き上げることである。これに対し、そうした能力や機能、特性といったもの

がすでに標準的ないしは健康・正常であるにもかかわらずそれ以上の水準にまでそれらを高めるのがエンハンスメントである、というわけだ。先述したように、エンハンスメントにはさらに、機能や能力の拡張・創出を含めてもよいだろう。

このような区分に立脚して、以下のような議論が展開される (Daniels 1990)、『Schwartz 2005』など)。すなわち、一方の治療は正当な行為と見なされ、また社会は積極的に治療を行う義務があるとされるため、その一部はたとえば公的な医療保険の適用対象として扱うべきものだとして許容される。他方、エンハンスメントは逸脱的で不当な行為として許容されないか、あるいは社会的には個人の自由の範囲で行うべきものにとどまるという理由により、社会には個人のエンハンスメントを支援する義務はなく、少なくとも公的な保険の対象にするべきものではない、などといった具合である。いずれにせよ、エンハンスメントの許容可能性は、ひとつにはそれが治療ではないという点に関わっている、というのである。

ところが、この議論はいくつかの理論的な困難を抱えていると考えられている。単純に治療ともエンハンスメントともいいがたい「予防」のような医療実践をどこに位置づけるべきであるのかがはっきりしなくなる、といった問題がその例であるが、ここでは、この二分法を支える「標準」や「健康」、「正常」といった概念に関わる原理的な問題をあげておこう。そもそも、人間がもつ標準的な機能とは何だろうか。それはしばしば、人類という種が典型的にもつ機能だと規定される (Daniels 1990)、『Schwartz 2005』など)。だが、そのように規定しても、ただちに、「典型的」とはどういうことなのか、という問題が浮上してきてしまう。とりわけ、何が典型的であるかが社会や文化、集団などに相対的ではないように思われる点が、重大な理論的困難となりうると考えられる。そのような相対性を端的に示すものとして挙げられる例が男性の勃起不全

(7) 以下の論点および、治療とエンハンスメントの区別に関するさらに包括的な問題点の指摘に関しては『Parsons 1998』や『Wolpe 2002』を参照。

(ED)である。EDはある時期までは、一定以上の年齢であれば自然に生じる、とりたてて病的ではない現象として捉えられてきたわけだが、その治療薬が開発されて一般に流通するようになるにもない、徐々に典型的ではない現象、つまり機能不全として認識されて、積極的な治療の対象となりつつある。このように、当該の社会が利用できる技術に相対的に何を典型的であるとみなすべきかが決まりうる、ということがわかるのだ。

この概念の基準としての相対性は、いったんエンハンズメントが社会においてある程度の普及が進んだ状況を想定することでも明らかになる。この状況では、社会の成員の平均的な機能や能力の引き上げが生じることになり、これによって、エンハンズメントの普及以前には標準的であると見なされていた状態も、普及以後は標準以下であるとみなされるようになると考えられる。そうだとすると、エンハンズメントそのものが標準や健康といったものの基準を引き上げていく可能性があることになる。つまり、このプロセスが進むと、現在は少なくとも直観的にいってエンハンズメントであるとみなされるようなものも、将来的には、単なる治療の一種であるともみなされるようになるわけだ。

以上が示唆しているのは、治療とエンハンズメントとの間に明確な境界線を引くことの原理的な困難にはかならない。もちろん、両者は連続的なスペクトルをなしており、その両端を比較した場合はもちろん、おおよそのところで区別が可能だというのはまちがいない。しかし、公的保険の適用範囲を定める場合など制度的・社会的に問題となるのは、おそらく治療とエンハンズメントとの境界線上のケースであると考えられるだけに、根深い概念的な問題を抱えつつも、制度面ではなんらかの仕方では線を引かねばならないと考えられる。ここでの困難は、人の死は連続的な現象であるにもかかわらず、制度のうえではその瞬間をある程度恣意的に定めなければならない場合に生じる困難と同様であるのかもしれない。いずれにせよ、エンハンズメントを許容すべきかどうかは、一見したところ妥当であると思われるような「治療／エンハンズメン

ト」の二分法によっては十分な解決を与えることはできない問題なのであり、この点において、エンハンスメントをめぐる問題はわれわれがもつ日常的な直観があまり有効に働かない困難な領域を含んでいる、ということが顕著に示されているのである。

4 価値論的・概念的諸問題

価値をめぐって——努力・本来性・自己完成

エンハンスメントの許容可能性をめぐるものとして、価値論的議論と呼びうるような議論も提示される。まず、直観的な訴求力をもつのが、エンハンスメントは努力や「本来性 authenticity」といったものの価値を損なうので許容できない、という議論である (cf. [President's Council 2003], [Elliott 1988])。われわれは、何ごとかを成し遂げた人物に対して称賛を送るが、その達成が相応の努力や労苦の所産であればあるほど賞賛の度合いが大きくなる、という場面は日常的にもことかかない。しかし、かりに同様の結果が得られたのだとしても、エンハンスメントの力を借りて成し遂げられた達成には、どこか本物ではないとか、本来的ではない、といった印象を受ける。公平性という観点を抜きにしても、学業やスポーツなどにおいて、たとえ同じ成果を得たにせよ、あくまでも自分の努力を通じてなされた達成が真の称賛に値するのであって、薬物などによるエンハンスメントの力を借りてなされた達成はそうではないように思われる。したがって、エンハンスメントを許容することは、努力や本来性といった価値をないがしろにすることにほかならない、というわけである。

次いでこの議論は、人生の目的に関わる観点から補強される (cf. [McKenny 1998])。われわれが生において目指すべきは全体としての自己完成であり、その意味では、さまざまな下位目的を果たすための手段もまた

自己完成という全体の一部をなす重要な要素として配慮の対象とならねばならない。努力をともなう適切な手段や過程を通して目的を果たすことが称賛の対象となるのは、ひとえにこうした価値の連関構造が存在するからだ、とも考えられる。だが、エンハンスメントは手段として不適切であり、またエンハンスメントによってもたらされる努力の不要性は、結局のところ人生の目的の達成を阻害することだろう。したがってエンハンスメントを許容することはできない、と主張される。

しかし、これには反論がある。明らかな技術の恩恵のひとつは、不要な労力を削減しつつ、さまざまな手段を提供することを通じて、われわれの行為の可能性を広げ、もっと創造的な課題に向かうことを可能にする、という点に求められるだろう。そしてこのことは端的に、自己完成へと通じていないだろうか。つまり、全体としての自己完成は、むしろエンハンスメントを通じてよりよく達成されるのかもしれないのだ。そもそも、ここでいう創造的な課題においても努力がまったく不要になるとは考えにくく、常に何らかの努力を注がねばならない余地が残ると考えられる。その点では、かりにエンハンスメントを用いたとしても、努力を通じての本来的な達成としてなおも賞賛に値する行為が存在することだろう。それゆえ、エンハンスメントならばすべて既存の価値をないがしろにするというわけではなく、場合によってはよりよい仕方であれわれがもつ価値の実現に貢献する、と考えられるのである。⁸⁾

以上の主張のどちらが妥当だろうか。それを見極めるには、価値論そのものをあらためて整備し、展開していくことが不可欠であろう。少なくとも、諸価値が織りなす連関的構造を明らかにし、そのうえでエンハンスメントが、その連関的な構造のうちどの部分にいかなる影響を及ぼすのかを吟味していかなければならないと考えられる。

自然さ、人間性、超人類主義

価値論的あるいは概念的とよびうる議論は、自然さ、人間性ないしは人間本性といった理念を軸としてもなされる。そうした理念に訴えて、エンハンスメントを許容しがたいものとして反対する陣営は、次のように論じる。⁹⁾すなわち、エンハンスメントは、能力や特性を強化したり創出したりするために、脳を操作し、遺伝子を改変するが、それは要するに技術的な手段によって人体に介入することである。しかし、第一に、そうした介入的な技術はきわめて不自然であり、忌避すべきものである。また第二に、人体へのそのような介入は、人間性の破壊につながるものにほかならない。とりわけ、脳の治療は人格や自己の同一性を危うくし、遺伝子の改変は生物種としての人間を維持しがたいものにする。人格の同一性や、同じ生物種に属する個体として各成員がもおおよそその均質性は、現在の社会・共同体が存立するための前提である。そうだとすると、エンハンスメントはわれわれの社会の存続にとっての脅威であるほかなく、したがって許容することはできず、積極的に禁止していくべきだ、というのである。

いうまでもなく、以上の主張にはそれぞれ、エンハンスメント肯定派から反論が試みられる。おそらく、介入的なエンハンスメントを不自然だと述べる第一の主張に賛成する者は、日常的なエンハンスメントといってもよいであろうものについては自然だという直観をもっていろいろ。伝統的な方法にのっとった教育などによって知性を磨くことは、自然でしかも望ましいとされるわけだ。しかし、これには疑念が突きつけられる。教育は間接的であるとはいえ、脳の状態を変化させることを通じて知性を磨くのであるから、直接的な介入を伴うエンハンスメントと本質的な違いは存在しないのではないだろうか、と。

(8) こうした観点については「Cole-Turner 1998」などを参照。もちろん、「Nann 2005」などエンハンスメントに肯定的な論者にもこうした議論の方向を見出すことができる。なお、より根元的な問題として、そもそも努力や自己完成のような古典的価値を共有して議論する必要があるのか、という疑念を提出しうるが、ここでは扱う余裕がない。

(9) コレは「Fukuyama 2002」や「McKibben 2003」などのエンハンスメント反対論者に典型的に見出しうる主張を適宜、要約・再構成している。

また、この主張は日常的な道具による能力の強化も自然なものだと前提していると考えられるだろう。たとえば、紙とペンを用いて計算能力を高めることには、とりたてて咎めるべき点はない、という具合だ。だが、このような見解は、心の哲学において提唱されている「拡張された心仮説 extended mind hypothesis」を認めるならば、その根拠が揺らぐのではないだろうか (Levy 2007)。この仮説によれば、われわれの認知ないし心は、脳を超えて、身体および道具を含めた環境にまで拡張している。そうだとすると脳・身体・環境のいずれへの介入も等しく心への介入なのであり、脳や身体を特別なものとみることができない。では、なぜ紙と鉛筆の使用という仕方では、つまり環境を改変することで認知能力を高めることは自然だと認められるのに対し、脳や身体を改変することは不自然だということになるのだろうか。

上で述べた第二の主張に現れる、脳のエンハンスメントによって人格の同一性が揺らぐという議論に関しても、拡張された心仮説に依拠することで批判を加えることができる (cf. [Clark 2007])。ここでも、環境の改変を通じての人格や自己の変化が許容されるならば、脳への直接介入によって生じる変化もまた許容できる、といった仕方で立論しうるであろう。したがって、エンハンスメントが人間性の破壊につながるという第二の主張の一部は成り立たない、というわけである¹⁰⁾。

このように、自然さや人間性を論拠としてエンハンスメントに反対することは理論的にはなかなか困難であるように思われる。人間の脳や生物種としての特性に訴えるよりも、社会や共同体の存続という視点と結びつける形で捉え直された人間性を論拠にして議論を展開していくことが有効であるのかもしれない。

ところで、人間性とエンハンスメントをめぐる論争のなかで、そのラディカルさゆえに無視しがたい特異な立場として注目に値するのが、「超人類主義 Transhumanism」である¹¹⁾。超人類主義は何よりもまず、エンハンスメントを通じて、われわれは現人類よりも知的・身体的に優れた存在である超人類 (トランスヒューマン、ポストヒューマン) になることが可能であり、また超人類になるべきである、と主張する。一見してわかると

おり、人間性の維持を唱える陣営とはまっこうから対立する、あまりにも過激で大胆な立場であるだけに、そもそも超人類主義がどのように維持しうるのかが大きな問題となるだろう。現在、超人類主義者たちは自分たちの主張を正当化すべく、超人類化を可能にする技術進歩に関する予測（Kurzweil 2005）や、超人類主義の政治思想的な位置づけ（Hughes 2004）、価値論的な基礎づけ（Bostrom 2003）などを試みているところである。

いまのところ超人類主義の主張は、理論的観点からいって未整備な点が少なくない。とはいえ、その主張を十分に明晰な形で取り出すことができれば、たとえそれに首肯することができないにしても、エンハンスメントに関わる議論の位置づけについて考察する際に参照すべき準拠点となると考えられる。したがって、超人類主義に関して哲学的な観点から丹念に吟味するという作業は、エンハンスメントに関する今後の思索と問題解決のための有効な資源となるであろう。

以上のようにエンハンスメントをめぐることは、非常に重要でしかも多岐にわたる論点に関して議論が行われている。しかし、まだまだそうした論点の含意や相互の関連性については十分に明らかにされているとはいえない。また、その深さと広がりには推し量りがたく、おそらく今後もし新しい論点に関してさまざまな角度からの議論が展開されていくことだろう。本稿は現状の概念的な見取り図を描き出すささやかな試みにすぎないが、エンハンスメントが、これからの個人の生き方や、社会の構想、そして人類の未来のあり方を左

(10) 人間と機械が融合してサイボーグ化が進展したときの、自他の区別への影響、人間の尊厳概念の適用可能性について論じたものには、「松田 2008」がある。また、ここでの議論と方向が異なるが、D・パーフィットに依拠しながら、とくに薬物による記憶の消去という形で脳への介入が人格の同一性にもたらす影響について論じたものとしては「中澤 2008」を参照。

(11) 超人類主義の一般向けの導入としては「Naam 2005」を参照。また「Ager 2007」がサーベイとして参考になる。批判としては、「Fukuyama 2004」があげられる。

右していくであらう重大な要因のひとつであることは示せたのではないだろうか。

文献表

- [Agar 2007] : Nicholas Agar, "Whereo Transhumanism? The literature reaches a critical mass", *Hastings Center Report* 2007, 37, no.3: 12-17.
- [Bostrom 2003] : Nick Bostrom, "Human genetic enhancement: A Transhumanist perspective", *Journal of Value Inquiry*, 2003, Vol. 37, No. 4:493-596.
- [Clark 2007] : Andy Clark, "Re-inventing ourselves: the plasticity of embodiment, sensing, and mind", *Journal of Medicine and Philosophy*, 2007, 32:3, pp.263-82.
- [Daniels 1990] : Norman Daniels, "Equality of what: Welfare, resources, or capabilities?", in *Justice and Justification: Reflective Equilibrium in Theory and Practice*, Cambridge University Press, 1996.
- [Elliott 1998] : Cat Elliott, "The tyranny of happiness: Ethics and cosmetic psychopharmacology", in [Parsons ed. 1998] .
- [Farah et al. 2004] : Martha J. Farah et al., "Neurocognitive enhancement: what can we do and what should we do?", *Nature Reviews Neuroscience*, 2004, 5, pp.421-5.
- [Fukuyama 2002] : Francis Fukuyama, *Our Posthuman Future: Consequences of the Biotechnology Revolution*, Farrar Straus & Giroux, 2002. (邦訳：フロンシス・フタヤマ『人間の終わり——バイオテクノロジーはなぜ危険か』、鈴木淑美訳、ダイヤモンド社、二〇〇二年)
- [Fukuyama 2004] : Francis Fukuyama, "Transhumanism", *Foreign Policy*, September/October, 2004, pp.42-3.
- [Hughes 2004] : James Hughes, *Citizen Cyborg: Why Democratic Society Must Respond to the Redesigned Human of the Future*, Westview Press, 2004.
- [金森 2005] : 金森修『道伝子改造』、勁草書房、二〇〇五年。
- [Kurzweil 2005] : Ray Kurzweil, *The Singularity is Near*, Penguin Group, 2005. (邦訳：レイ・カーツワイル『ホスト・ヒューマン誕生』、井上健監訳、NHK出版、二〇〇七年)
- [Levy 2007] : *Nial Levy, Neuroethics*, Cambridge University Press, 2007.
- [町田・島園編 2007] : 町田宋鳳・島園進編『人間改造論』、新曜社、二〇〇七年。
- [松田 2008] : 松田純『サイボーグ化と人間の尊厳』 <http://www.hss.shizuoka.ac.jp/shakai/ningen/status/matsuda.html>より取得可能。
- [McKenney 1998] : Gerald P. McKenney, "Enhancements and the ethical significance of vulnerability", in [Parsons ed. 1998] .
- [McKibben 2004] : Bill McKibben, *Enough: Staying Human in an Engineered Age*, Owl Books. (邦訳：ビル・マッキンメン『人間の終焉——テクノロジーはもう十分だ!』、山下篤子訳、河出書房新社、二〇〇五年)
- [Moreno 2006] : Jonathan D. Moreno, *Mind Wars: Brain Research and National Defense*, Dana Press, 2006. (邦訳：ジョナサン・D・モレノ『操

- 作られる脳』西尾香苗訳、アスキー・メディアワークス、二〇〇八年)
- [Nam 2005] : Ramez Naam, *More Than Human*, Broadway Books, 2005. (邦訳：ラメズ・ナム『超人類へ！』西尾香苗訳、インターンター 二〇〇六年)
- [中澤 2008] : 中澤栄輔「記憶の消去と人格の同一性の危機」、『信原・原編 2008』、所収。
- [信原・原編 2008] : 信原幸弘・原望編『脳神経倫理学の展望』、勁草書房、二〇〇八年。
- [信原 2008a] : 信原幸弘「脳神経科学と倫理」、『信原・原編 2008』、所収。
- [信原 2008b] : 信原幸弘「脳科学と心の機械化」、『哲学』、第五九号、九七—一二四頁。
- [Parens ed. 1998] : Eric Parens ed., *Enhancing Human Traits*, Georgetown University Press, 1998.
- [Parens 1998] : Eric Parens, "Is better always good? The enhancement project" in [Parens ed. 1998].
- [President's Council 2003] : The President's Council on Bioethics, *Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness*, Regan Books, 2003. (邦訳：レオン・R・カス編『治療を超えて——バイオテクノロジーと幸福の追求』、倉持武監訳、青木書店、二〇〇五年)
- [Schwartz 2005] : P. M. Schwartz, "Defending the distinction between treatment and enhancement", *American Journal of Bioethics*, 2005, 5(3), pp.17-9.
- [生命環境倫理ドイッ情報センター 2007] : 生命環境倫理ドイッ情報センター『エンハンスメント——バイオテクノロジーによる人間改造と倫理』、松田純・小椋宗一郎訳、二〇〇七年。
- [島園 2005] : 島園進「生命の価値と宗教文化——生命科学技術と生命倫理をめぐる文化交渉の必要性」、『上田・渡辺編 2008』、所収
- [植原 2007] : 植原亮「スマートドラッグがもたらす倫理的問題——社会と人間性」、『UTCP 研究論集』、東京大学 21 世紀 COE 共生のための国際哲学交流センター、Vol.8、pp.37-54、二〇〇七年。
- [植原 2008] : 植原亮「薬で頭をよくする社会——スマートドラッグにみる自由と公平性、そして人間性」、『信原・原編 2008』、所収
- [上田・渡辺編 2008] : 上田昌文・渡部麻衣子編『エンハンスメント論争——身体・精神の増強と先端科学技術』、社会評論社、二〇〇八年。
- [Wolpe 2002] : P. R. Wolpe, "Treatment, enhancement, and the ethics of neurotherapeutics", *Brain and Cognition*, 2002, 50(3), pp.387-95.